

# 令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修実施要領

〔 令和7年6月30日  
政治資金適正化委員会決定 〕

改正 令和8年 3月12日

## 1 研修の目的

令和6年改正政治資金規正法（※）の施行に伴い、令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）は、登録政治資金監査人が令和9年以降に政治資金監査を行うに当たって必要な専門的知識を修得することを目的とする。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）による改正。

## 2 新制度研修の対象者

政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

## 3 新制度研修の時間及び内容

- （1）新制度研修の時間は全体で3時間程度（講義は2時間半程度）とする。
- （2）講義の内容は、政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）の「3 研修の時間及び内容」と同様とする。

## 4 新制度研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により新制度研修を実施する。

- （1）集合研修  
政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、新制度研修受講者を集めて実施する研修。
- （2）個別研修  
政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の新制度研修受講者に対して実施する研修。
- （3）リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の新制度研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の新制度研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

## 5 新制度研修の受講

令和9年以降に行う最初の政治資金監査までに、新制度研修の受講を強く推奨する。

## 6 新制度研修の受講手続

新制度研修の受講手続については、次のとおりとする。

### (1) 新制度研修受講申込

新制度研修の受講を希望する者は、政治資金適正化委員会のホームページ上の受講申込画面に必要な事項を入力し送信する。

なお、インターネットによる申込が難しい場合は、「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書」（別紙様式1）（以下「新制度研修受講申込書」という。）を、政治資金適正化委員会に提出することとする。

### (2) 新制度研修手数料

新制度研修手数料は無料とする。

## 7 新制度研修受講者の遵守事項

### (1) 集合研修・個別研修

新制度研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

### (2) リモート研修

新制度研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

## 8 新制度研修の修了

新制度研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、新制度研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていることを確認することをもって研修の修了とする。

## 9 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修受講後、希望する新制度研修受講者に対し、研修受講証明書（別紙様式2）を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様に基つき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

## 10 新制度研修の受講の状況の公告

政治資金適正化委員会は、新制度研修受講者について、原則として総務省ホームページにおいて受講の状況を公告する。

## 11 雑則

この要領に定めるもののほか、新制度研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

## 附 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

## 新制度研修（申込）

令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

**集合研修**の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

**個別研修**の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（14:00～17:00）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

**リモート研修**の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

## 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

### (公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する新制度研修は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する新制度研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」にを入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもつてのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」にを入れてください。

つきましては、該当するにを入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいかを入れてください。両方の場合、両方ともを入れてください。  
を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

### 士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますにを入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式 2)

## 研修受講証明書

受講者氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づく研修を受講したことを証明する。

### 記

1 研修名 令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）

（集合研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00~00:00

3 受講場所

（個別研修の場合）

2 受講日時 令和 年 月 日 00:00~00:00

3 受講場所 総務省政治資金適正化委員会事務局内

（リモート研修の場合）

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

00.00.00

政治資金適正化委員会  
事務局

※A4サイズ、カラー